平成22年12月10日発行（昭和51年10月６日第３種郵便物認可）（毎月10日発行）中小企業レポート通巻第409号　１部 250円

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

月刊 中小企業レポート

2010
12
No.409

長野県中小企業団体中央会

巻頭特集

第62回中小企業団体全国大会

年金自動受取り

年金のお受け取りは、「けんしん」へ。

長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】http://www.naganokenshin.jp

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2010
12
No.409

2 巻頭特集
第62回中小企業団体全国大会

12 極上への哲学
・割烹 松本館
・花仙庵　仙仁温泉 岩の湯

16 イノベーション
・本当の経営環境変化は
分かりにくい所から
静かにやって来る？
・作業興奮で経営革新

18 ビジネスの視点
ＩＴで円高を克服する③
～IT活用してコストダウン実践の方法～

19 健康を考える

25 中央会インフォメーション

表紙写真は「重要無形民俗文化財の『道祖神まつり』」
（長野県下高井郡野沢温泉村）
『道祖神まつり』は日本三大火祭りの一つで毎年１月15日に行われます。
写 真 提 供「野沢温泉旅館ホテル事業協同組合」

巻頭特集

第62回 中小企業団体全国大会

奈良市「なら100年会館」

平成22年11月18日（木）、第62回中小企業団体全国大会が平城遷都1300年祭で賑わう奈良市 の「なら100年館」で開催された。

“新たな出発　未来を創る団結の力”を合言葉に、松下経済産業省副大臣、荒井奈良県知事をはじめ我が国の中小企業に深く関わりを持つ大勢の来賓の臨席の中、長野県中央会関係者（72名）を含め全国各地より2,033名が参加し、円高の急速な進行や世界経済の減速、デフレの進行等により中小企業経営は危機的な状況にある中で、これを乗り越え明るい将来を構築するため必要とする14項目の決議及び大会宣言を全会一致で採択した。

併せて、表彰事業が行われ優良組合として長野県から3組合（全国34組合）が表彰された。

なお、次回第63回中小企業団体全国大会は愛知県において23年11月18日に開催される予定である。

宣　言

わが国経済は、円高、デフレの長期化、欧米経済の減速等により先行きの不透明感が増している。秋口より景気の停滞感が一層強まり、景気の腰折れが懸念されるなど、中小企業は極めて困難な経営状況にある。

わが国は、約二十五兆円と言われる需給ギャップを解消し、「新成長戦略」を確実に実行することによって、新たな需要を生み出し、一刻も早くこのデフレから脱却することが急務となっている。

政府は、六月に「中小企業憲章」を閣議決定し、新たに中小企業政策の基本方針を定めた。その中で、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」ことが、基本原則の一つとされている。中小企業は、この組合のもとに団結し、新たな成長分野や地域活力の再生に向けて果敢に挑戦していくことが期待されている。

全国の中小企業団体の代表二千名は、本日、平城遷都千三百年祭が開催されている、ここ奈良の地に集い、「新たな出発　未来を創る団結の力！」を合言葉に、中小企業が直面する課題の解決と今後の方向について討議を重ね、その必要な施策について決議した。

政府は、中小企業一社一社が、新たな成長の動きを実感できるよう、本大会の決議事項を早急に実行すべきである。

われわれもまた、地域社会の絆を再生し、雇用の創出に努めるとともに、持てる力を組織に結集し、豊かな国民生活が実現されるよう全力を尽くすことを誓う。

右宣言する。

平成22年11月18日
第62回中小企業団体全国大会

受賞された皆様

第62回中小企業団体全国大会スローガン

1. 円高、デフレ脱却のための景気対策の強化
2. 中小企業憲章を具体化する連携組織対策等中小企業対策の拡充
3. 中小企業に配慮した雇用対策の推進
4. 万全な資金繰り対策と成長力強化に向けた税制の拡充
5. 優越的地位の濫用と不当廉売への積極的対処
6. 地域活力の再生と商業・サービス業振興対策の強化

県内優良組合表彰

千曲車検協業組合

長野県千曲市大字須坂518番地
理　事　長：鈴木　秀典
設立年月日：昭和61年12月24日
組合員数：10人
主な共同事業：1．道路運送車両法に基づく自動車の継続検査等に伴う定期点検整備事業

長野県医療事業協同組合

長野県松本市元町二丁目９番11号
理　事　長：谷口　亮一
設立年月日：平成７年４月３日
組合員数：12人
主な共同事業：1．共同購売事業
2．教育情報事業
3．福利厚生事業

伊那市水道事業協同組合

長野県伊那市下新田2958番地
理　事　長：原　正一
設立年月日：平成８年３月４日
組合員数：32人
主な共同事業：1．上水道保守管理業務の共同受託事業
2．教育情報事業

第62回中小企業団体全国大会決議

Ⅰ．デフレ不況の克服、連携組織対策等中小企業対策の強化

1．円高、デフレ脱却のための経済対策の実行

1．円高、デフレの脱却に向けて、国内の産業立地を促進する総合的な国内投資促進プログラムを早急に策定し、円高の進行による国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を実行すること。

2．「新成長戦略」を着実に実行し、環境・エネルギー、医療・介護、文化産業等新たな分野で成長が期待される中小企業を総合的に支援すること。

3．海外への販路開拓等中小企業の国際展開に対する支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

1．迅速な円高対応、国内投資の促進

（1）政府・日銀は、急激な円高の進展に対して、国内外で政策協調を推進し、行き過ぎた円高に対しては、あらゆる手段を講じて迅速な対策を果断なく実施すること。

（2）アジアの中核拠点を目指した中小企業の集積の強化（アジア中核拠点企業団地）など国内の産業立地の促進に努めるとともに、国際的な高度人材の早急な育成、資源・原材料の確保、知的財産保護のための法的措置の充実を図ること。

2．中小企業が主役となる新成長戦略の実行

（1）電気自動車、ハイブリッド建機、太陽光発電など低炭素設備や医療機器等を支える次世代電子部品等を製造する中小部材産業に対する支援を強化すること。

（2）環境・エネルギー、医療・介護等成長分野を中心とした雇用創造・人材育成を強化するとともに、採用意欲のある中小企業と新卒者等のマッチングを促進するなど新卒者等に対する雇用対策を強力に支援すること。

3．中小企業の国際展開等の支援

（1）国は、地域産品、グリーン商品、衣・食・住、コンテンツの文化産業等を担う中小企業の輸出振興、受注機会の拡大のための支援を中小企業海外展開支援会議などを通じて強化すること。特に、産地組合等が取り組む新たな海外販路につなげるブランド戦略の推進を支援すること。

（2）海外市場における企業とのマッチング、輸出向け商品や契約書の外国語対応、バイヤーの招へいなど海外市場への販路開拓に対する支援を強化すること。

（3）国内に残る産業を育成し、地域活性化を図ること。

（4）アジア諸国との間の「自由貿易協定（ＦＴＡ）」、「経済連携協定（ＥＰＡ）」等の議論を加速化させること。

2．中小企業憲章を具体化する中小企業対策の拡充

1．国は、中小企業憲章を国民に浸透させるとともに、中小企業憲章の具現化を図り、実効性のある中小企業対策を実施すること。

2．経営資源の乏しい中小企業の経営力を増幅させる業種間連携、共同化、グループ化、企業集積の活性化を図る中小企業連携組織対策を拡充・強化すること。

【具体的な要望事項】

1．中小企業憲章を具体化する中小企業対策の実施

（1）国は、中小企業憲章を地域の中小企業はもとより、大企業、自治体、教育現場、地域住民など国民全体に深く浸透させること。

（2）全国の多様な中小企業の声を聞き、中小企業の立場で考え、関係省庁一体となった総合的な中小企業政策が推進できるよう、政府一体となった政策的な枠組みを構築すること。

（3）中小企業憲章の趣旨を踏まえ、中小企業基本法を組合・業種間連携による経営資源の相互補完・確保、公正な市場環境の一層の整備、海外展開の支援等を盛り込んだ内容に改正すること。

（4）地域中小企業支援機関との連携を一層強化し、中小企業応援センターにおける専門家派遣事業や研修

事業を拡充すること。

2．連携、共同化、グループ化、企業集積の活性化

（1）組合組織の人材育成、業界の新成長戦略ビジョンの作成、工場アパート等地域の企業集積の強化、ものづくりのインフラ整備、中小商業の立地環境の改善、海外企業や異分野企業とのネットワークによる事業領域の拡大、青年経営者や女性経営者による新たな活動等が一層促進されるよう、連携組織対策を拡充・強化すること。

（2）小企業者組合が取り組む成長戦略推進プログラムを支援するなど、小規模事業者に対する振興施策を継続・推進すること。

（3）産地間連携、新連携、ものづくり、地域資源活用、農商工連携における人材育成、新商品開発及び販路開拓に対する支援を強化すること。

3．組合活動への支援の拡充、中央会の支援体制の強化

1．組合による環境・リサイクル活動等新たな事業や社会的な課題解決に向けた事業活動への支援を強化すること。

2．組合運営の迅速化と事業活動の拡大に向けた組合制度の改善等を行うこと。

3．組合等の連携組織を通じて、中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の支援体制を強化すること。

【具体的な要望事項】

1．組合活動への支援の拡充

（1）資源循環に向けたリサイクルの推進、小口CO_2排出削減量の取りまとめなど組合による環境問題への取組みを支援すること。

（2）知的財産の共同管理、生産設備等の集約化、大学・研究機関との連携による研究開発、地域コミュニティ、ソーシャルビジネス、緊急時事業継続計画（ＢＣＰ）など新たな組合活動に対する支援策を拡充すること。

（3）中小企業組合士制度の普及と活用に向けた措置を講じること。

2．組合制度の改善等

（1）都道府県を地区とする組合の認可庁は、都道府県知事に一元化すること。

（2）企業組合に員外理事制度を導入する等の改善を図ること。

（3）火災共済協同組合の火災共済以外の共済事業の実施、１被共済者当たりの共済金額を10万円超から30万円超へ引き上げる等共済制度の改正を行うこと。

（4）協同組合における独占禁止法の適用除外の見直しは行わないこと。

3．中小企業団体中央会の支援体制の拡充・強化

（1）国及び地方公共団体は、組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講じ、支援体制を強化すること。

（2）業種業態別に数多くの会員を抱える中小企業団体中央会のコーディネート機能等が十分発揮できるよう、中小企業大学校や外部研修など中央会指導員等の教育研修に対する支援を強化すること。

Ⅱ．中小企業の生産性の向上

Ⅱ－１．労働

1．中小企業に配慮した雇用対策の推進

1．最低賃金については、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定すること。

2．雇用対策の検討に当たっては、中小企業の現状を十分に把握し、中小企業の実態と意見が反映された雇用対策を推進すること。

【具体的な要望事項】

1．中小企業の実態を踏まえた最低賃金設定の配慮

（1）最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力の観点に立って、雇用戦略対話で合意のあるように中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえた上で設定すること。

（2）特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止すること。

2．中小企業の実態と意見が反映された雇用対策の推進

（1）労働者派遣法の改正に当たっては、製造業における労働者派遣の原則禁止等は中小企業への影響が大きいことから、公労使合意による労働政策審議会が決定した内容以上の規制強化は行わないこと。

（2）改正労働基準法による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予されたところであるが、施行３年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。

（3）有期労働契約に係る関係法令の整備に当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。

２．社会保障制度等の見直し

１．社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。

２．社会保障制度の見直しに当たっては、現下の中小企業の経営実態等に十分配慮し、過度の事業主負担にならないようにすること。

【具体的な要望事項】

１．社会保障制度の見直し

（1）年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。

（2）雇用保険制度の安定的運営を確保するため、国庫負担割合を本則どおり原則４分の１に復帰すること。

（3）国は、健康保険について安定的な財政運営に努め、健康保険料の負担増につながらないよう国庫補助率を上限20％に引き上げる等の措置を講じること。

２．中小企業に配慮した各種制度の見直し

（1）パートタイム労働者の継続的な就労の促進のため、所得税等の非課税限度額を引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準を引き上げること。

（2）適格退職年金制度の契約者を円滑に移換させるため、特定退職年金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職年金制度からの非課税移換を実現すること。

（3）雇用保険二事業については、主に事業主の負担する雇用保険料を財源としていることから、その見直しにあたっては事業主の意見を反映すること。

３．中小企業に配慮した労働・教育政策の推進

１．若年失業者や年長フリーター等の総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。

２．高齢者の雇用機会の確保のため、中小企業が行うべき定年延長・再雇用等の雇用条件整備等に関し必要な支援策を講じること。

３．ワーク・ライフ・バランスについては、中小企業の実情に配慮し、総合的な支援策を講じること。

４．キャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携と、教育内容の更なる充実を図ること。

５．中小企業の人材育成・人材確保を行うため、国による職業訓練機能の維持・強化を図ること。

６．外国人技能実習制度の見直し・改善を図ること。

【具体的な要望事項】

１．若年者・年長フリーター等の就業支援対策の拡充・強化

（1）若年失業者や年長フリーター等の就業対策を職業能力開発対策と一体的に一層推進すること。

（2）人材確保が深刻化している中小企業における若年者の採用・雇用確保への支援策を強化すること。

２．高齢者雇用に対応した就業支援対策の拡充・強化

（1）定年延長・再雇用等、中小企業の雇用条件整備のための支援策を強化すること。

（2）定年引上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ること。

３．ワーク・ライフ・バランスの推進

（1）ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業に対し、税制・金融面での優遇措置、各種助成制度の整備・拡充、公共事業入札への評価などの総合的な支援を図ること。

（2）「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の充実・強化を図ること。

（3）改正育児･介護休業法の円滑な施行に当たっては、中小企業へ適正な制度運用を行うための周知を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮すること。

（4）保育施設の増設・サービス強化の観点から、中小企業が共同で設置する、あるいは商店街等が設置する保育施設について、積極的な助成・支援を行うこと。

４．キャリア教育・職業教育の推進

（1）インターンシップや有期実習型訓練など教育機関･中小企業との連携の推進支援策を強化すること。

（2）実践的なキャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携を図ること。

（3）学校教育段階において、職業観、勤労意識の醸成、創業・起業意欲を高める教育を充実すること。

5．国による職業訓練機能の充実・強化

（1）雇用吸収力のある新成長分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。

（2）中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術･技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。

6．外国人技能実習制度の見直し・改善

（1）外国人技能実習制度については、技能実習生の受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大すること。

（2）技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、合理性を著しく欠くことにもなるので、短期間就労である技能実習生については特定措置を設けるなど、全額免除すること。

Ⅱ－２．情報

１．中小企業のＩＴ化支援の強化・拡充

１．クラウドコンピューティングの利活用の促進、ＩＴに関する知識・技術の研修の強化など、中小企業のＩＴ化を支援すること。

２．中小企業の情報セキュリティ対策を推進すること。

【具体的な要望事項】

１．ＳａａＳの普及推進など中小企業のクラウドコンピューティングの利活用を促進するとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充し、中小企業のＩＴ化を支援すること。

２．ＩＴ活用による経営革新の啓発のための研修を充実するとともに、企業内のＩＴ人材の育成支援策を強化すること。また、ＩＴベンダとユーザー中小企業とのマッチングを促進し、ＩＴ化支援の体制を整備すること。

３．中小企業の情報セキュリティ対策について、経営者等に意識啓発を図るとともに、情報セキュリティ対策に関する知識や技術の修得のための研修を充実するなどの支援を行うこと。

Ⅱ－３．商業

１．商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

１．商店街、共同店舗等に対する支援を拡充すること。

２．中心市街地の活性化に対する支援を拡充すること。

３．大型店等に対する適正な規制･指導を強化すること。

【具体的な要望事項】

１．商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

（1）地域コミュニティを担う商店街の活性化を支援するため、地域商店街活性化法による支援を拡充すること。

（2）少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応し商店街等が行うハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」を拡充すること。

（3）商店街の空き店舗対策を拡充するとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。

（4）商店街等が公共性の高い共同施設(アーケード等)の保守・修繕費用に対する助成制度を創設するとともに、設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。

２．中心市街地の活性化に対する支援の拡充

（1）中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。

（2）都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させ

るなど、業種・業態の適正配置を促進すること。

3．大型店等に対する適正な指導・規制の強化

（1）大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処をするため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

（2）大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

（3）CO_2の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

2．中小流通業・サービス業振興対策の強化

1．中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめ、中小流通業対策を強化すること。

2．中小サービス業や中小観光関連産業の支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

1．中小流通業対策の強化

（1）中小卸売業振興法（仮称）を制定し、抜本的な中小卸売業対策を講じること。

（2）卸団地内の組合員の業態変化等に積極的に対応するため、流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。

（3）市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。

（4）中小運輸業の健全で安定した経営実現のため、燃料に係る税率の見直しを行うとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2．中小サービス業対策の強化

（1）中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。

（2）国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを支援するため、中小観光関連産業に対して、積極的な支援策を講じること。

（3）少子高齢化やまちづくりなどの社会的課題を解決するためのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講じること。

Ⅱ－4．税制

1．中小企業に新たな成長を促す税制支援の強化

1．中小企業の新たな成長力を促進する税制支援を強化すること。

2．中小企業及び組合の経営基盤強化を図る税制措置を維持・強化すること。

3．税制等の抜本改革は、中小企業の意見を十分に取り入れて検討すること。

【具体的な要望事項】

1．中小企業の新たな成長力を促進する税制支援の強化

（1）中小法人の軽減税率を11％に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。

（2）法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に合わせて、資本金３億円以下とすること。

（3）中小企業等基盤強化税制（経営革新計画、教育訓練、情報基盤、中小卸小売サービス業等）の適用期限を延長すること。

（4）起業・創業及び中小企業に雇用を促すインセンティブ減税を行うこと。

（5）中小企業の研究開発促進税制を強化すること。

（6）エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を大幅に強化し、その適用期限を延長すること。

（7）企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産に係る特別償却措置を２年間延長すること。

（8）中小企業が事業再生を図る場合の不動産取得税の

軽減措置等の税制軽減措置の適用期限を延長すること。

2．組合の経営基盤を強化する税制支援の強化

（1）中小企業組合（企業組合、協業組合含む。）の法人税の軽減税率を11％以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。

（2）中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）の適用期限を延長すること。

（3）事業協同組合等の留保所得の特別控除（商工組合等の留保所得の特別控除）の適用期限を延長すること。

（4）産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置を整備すること。

（5）創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けた税制措置を講じること。

（6）中小企業高度化事業に係る特定資産の買換え、譲渡又は交換の場合の課税の特例措置を延長すること。

（7）団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。

（8）火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金を地震保険と同様に保険料控除の対象とすること。

（9）保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めること。

⑽ 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長すること等通達規定を見直すこと。

⑾ 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。

⑿ 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

3．中小企業の経営基盤を強化する税制支援の強化

（1）信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。

（2）青色事業主の所得の勤労性を正しく評価した「事業主報酬制度」を創設すること。

（3）印紙税を廃止すること。

（4）償却資産に対する固定資産税を軽減すること。

（5）石化製品製造用ナフサやセメント等の製造用石炭に係る揮発油税、石油石炭税及び軽油引取税の課税免除措置を恒久化すること。

（6）中小企業における固定資産税の負担軽減として市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど真に実効ある固定資産税の軽減を図ること。

（7）交際費の資本金基準を３億円に拡大し、全額損金算入を認めること。

（8）中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前３年程度に拡充するとともに、欠損金の繰越控除期間を現行の７年間から大幅に延長すること。

（9）相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和、納税猶予制度の適用対象の拡大、担保付き事業用資産の評価額の一定割合の減額特例等を認めること。

⑽ 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。

⑾ 中小企業に対する事業所税を廃止すること。

⑿ 利子税及び延滞税の金利を引き下げること。

⒀ 指定寄付金の範囲の拡大及び寄付金の損金算入限度額を拡大すること。

⒁ 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例を充実すること。

4．税制等の抜本改革への中小企業の意見の十分な反映

（1）消費税の安易な引き上げは行わないこと。また、消費税の申告期限の延長を認めること。

（2）中小企業に負担増となる環境を名目とした新たな税の導入は行わないこと。

（3）税制の簡素化及び税と社会保険料の事務の一元化を図ること。

（4）中小企業の会計については、国際化の影響を遮断し、確定決算主義を維持するとともに、中小企業の会計基準は、中小企業の身の丈に合ったものを新たに策定すること。

Ⅲ．中小企業の経営の安定化

Ⅲ－１．金融

１．資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

１．急速な円高の進行による景気の下振れリスクやデフレ継続により中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、中小企業の資金繰り対策については引続き、万全の措置を講じること。

２．中小企業が安定的に成長を加速・継続できるよう各種金融機能の維持や制度の拡大について戦略的に推し

進めること。

3．相互扶助の理念による協同組織金融機関として地域経済の発展に大きな役割を発揮している信用組合が今後ともその機能・役割を十分果たすことができるよう支援すること。

【具体的な要望事項】

1．中小企業資金繰り対策の継続

（1）景気対応緊急保証制度の取扱期間を延長すること。

（2）農林水産分野の信用補完制度について利用が促進されるよう制度の弾力的運用を行うこと。

（3）商工中金が対応している危機対応業務の取扱期間を延長すること。

（4）日本政策金融公庫が取り扱っているセーフティネット貸付の取扱期間を延長すること。

（5）平成23年３月までの時限措置となっている中小企業金融円滑化法を延長をすること。

（6）平成22年６月に完全施行された改正貸金業法に関して、引続き周知・PRを行うとともに相談体制について万全の体制を継続すること。

2．中小企業向け金融機能の維持・制度の拡大

（1）公的金融機関の機能の堅持

商工中金や日本政策金融公庫の役割、機能が十分に発揮されるよう引続き十分な措置を講じること。

（2）高度化事業にかかる事務手続きの簡素化・条件の緩和等

中小企業の新たな事業展開に対してより柔軟に対応可能となるよう条件の緩和や事務手続きの簡素化、また、事業再構築を容易に行うことが可能となるよう既存の高度化借入について柔軟な対応が可能となる措置を講じること。また、高度化事業の貸付にかかる中小企業基盤整備機構と都道府県の負担割合を４対１とする特例措置を延長すること。

（3）中小企業倒産防止共済制度の更なる見直し

共済金の貸付を受ける際に、貸付額の10分の１が掛け金から控除されることについて廃止もしくは緩和すること。

（4）不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

営業性資産・知的財産権の活用を積極的に進め、不動産担保や人的保証等に過度に依存しない融資慣行への取組みを一層推進すること。

（5）起業・創業に対するリスクマネー供給の下支え

リスクマネーを供給できるプレイヤーの多様化を図り、起業・創業時の資金ニーズに柔軟・迅速に応えられる金融仲介機能を強化すること。

3．地域金融機関の機能の維持

（1）信用組合等地域金融機能の維持

円滑な資金供給を確保するため、協同組合組織金融機関に適用されている貸倒引当金の割増特例措置について恒久化すること。

（2）ゆうちょ銀行のあり方

ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

Ⅲ－２．公正な競争環境の整備

１．優越的地位の濫用・不当廉売等への積極的対処

1．中小企業に不利益を与える不公正な取引方法に対して積極的かつ迅速に対処すること。

2．適正な競争ルールを確立するとともに新たな業種別ガイドラインを作成すること。

【具体的な要望事項】

1．中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。

2．優越的地位の濫用、差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、スーパーや量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。

3．不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。

２．下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底

1．下請事業者の適正利益が確保されるよう、下請法の整備・機能強化を行うこと。

2．下請法や改正独占禁止法を厳正に運用し、規定に違反する企業に対する勧告・公表などの取締りを強化すること。

3．下請法や下請ガイドラインについて周知徹底を行うとともに、普及相談体制の強化を行うこと。

【具体的な要望事項】

1．下請法の整備・機能強化

下請法の適用対象取引の拡大、資本金区分の見直し等下請法の整備及び機能強化により下請取引の適正化を進めること。

2．法令等に基づく取締りの強化

（1）下請法に基づき、不公正な取引に対する取締りを強化すること。

（2）改正独占禁止法により適用対象範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用すること。

3．法令・ガイドラインの実効性のある周知徹底、普及・相談体制の強化

（1）下請ガイドラインの制定業種の更なる拡大を行うこと。

（2）法令・ガイドライン等の実効性の高い周知を行うとともに、普及・相談体制の強化を行うこと。

3．中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大

1．国等及び地方公共団体は、「中小企業憲章」及び「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を増大すること。

2．低価格入札に対するダンピング防止対策を徹底強化すること。

3．官公需適格組合制度の改善を図ること。

4．公共調達制度を見直すこと。

【具体的な要望事項】

1．中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大

（1）各発注機関は、「中小企業憲章」の趣旨を尊重し、「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に示された中小企業者向けの発注目標額を確実に達成すること。

（2）平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額を増加すること。

（3）国は、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に対して周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化すること。

（4）「官公需情報ポータルサイト」及び「官公需総合相談センター」の機能を充実・強化すること。

（5）各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。

（6）官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の活用を図ること。

2．ダンピング防止対策の徹底強化

（1）低入札で落札した者の名前を公表し、公正取引委員会、労働基準監督署などの執行当局による監視を徹底的に強化すること。

（2）政府調達における「競り下げ方式」（リバースオークション）の導入は絶対に行わないこと。

（3）入札価格内訳書の徴収を徹底するなど低入札価格調査制度の適切な活用を図ること。

（4）少額随意契約の適用限度額を大幅に引き上げること。

3．官公需適格組合制度の改善

（1）官公需適格組合に対する競争参加資格審査について、地方公共団体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」の導入を推進し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。

（2）建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。

（3）建設業の官公需適格組合の証明有効期間を３年間とすること。

4．公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、省エネルギー・耐震・バリアフリーの推進、雇用の維持・創出、地域産業の育成など地域経済の発展等を十分視野に入れた地域密着型の公共調達制度とすること。

第62回中小企業団体全国大会決議について、紙面の都合により一部の決議事項の具体的な要望事項内容を割愛させていただきました。

極上への哲学

食通達が本音で評価した「ザガットサーベイ 長野のレストラン&ホテル」の達人に聞く

登録有形文化財の旧館にある大広間でのウエディング

すべてに行き届いた「もてなし」の文化を今に伝える。

歴史的建造物が数多く残る松本市。松本城すぐ近く、かつての三の丸総濠跡に建つ老舗料亭「割烹松本館」もそのひとつだ。昭和10年（1935）落成した旧館大広間「鳳凰の間」、旧館と渡り廊下でつながる八角堂手洗は国登録有形文化財。松本の歳時記の中で培ってきた、120年の歴史を刻む老舗ならではのもてなしが今あらためて評価されている。

女将
宮澤 裕佳理　氏
割烹 松本館
松本市丸の内7-39
TEL0263-32-8000　FAX0263-34-2400
http://www.mcci.or.jp/www/matukan/

商品は、おもてなし

明治維新後、近代産業の発展とともに「商都」と謳われた松本に花開いた、料亭での接待文化。その一翼を担ってきたのが明治23年（1890）創業の松本館だ。

接待や商談の席を設ける施主の意向に沿い、一流の料理や器はもとより、掛け軸や季節の花といった座敷の風景から仲居の身支度まで、季節に応じたきめ細かな配慮ともてなし、芸者衆の華やかな芸で席を盛り上げてきた。

今ではそんな宴会の様子も様変わりしたが、老舗ならではのもてなし流儀は変わらない。料理は懐石料理の伝統にこだわり、既製品の食材は一切使わず、すべて手づくり。旬の素材を中心とした季節の料理、信州の素材を中心とした郷土料理、そして祝いの料理の3タイプに、創業時からの名物「鯉こく」が華を添える。その安心感から、企業等の宴会をはじめ、結納、披露宴などのお祝い

松本館名物「鯉こく」が華を添えるお祝いの料理

や法事の席には欠かせない存在であり続けている。

「うちの商品はおもてなし」と、女将の宮澤裕佳理さんは言う。曾祖母、祖母、母と続く老舗の伝統を受け継ぐ４代目だ。「どんなにお座敷のしつらえを良くしても、どんなに良いお料理をお出ししても、仲居の受け答えが悪かったり、お料理に添えるひと言がなければ何もなりません。料亭とは、お客様に総合的にご満足いただくところなのですから」。

元祖レストランウエディング

驚くのが、落成まで4年余りの歳月をかけたという旧館大広間「鳳凰の間」の壮麗豪華なしつらえ。設計・監修、そして柱を飾る見事な彫刻を手がけたのは、善光寺仁王門の仁王像を高村光雲・米原雲海とともに彫像した松本出身の太田南海。右床柱の滝上りの鯉は、立川流３代目和四郎が手がけた諏訪大社下社祭礼の山車の飾りを譲り受けたものと伝えられる。天井・障子腰など一面に施された花鳥画は、金子嶺挙画伯が3年8カ月滞在して描いたものと、いずれも一見の価値のあるものばかりだ。

現代においては“異空間”とさえいえる、純和風の大広間での披露宴。最近はその魅力を“再発見”する若い女性も多い。ただ古いと思うか、歴史を感じ楽しめるか。そこをプラスにとらえた外国人客も増えているという。

「先日もアメリカの方がご利用になりました。お相手の男性が現地在住の日本人という縁でしたが。向こうの結婚パーティはざっくばらんですが、こちらは儀式的で衣裳にもお金をかける。鏡開きをし、芸者衆が踊りを披露し、お酌に回りという日本文化そのものの披露宴を行いましたが、観光がてら一緒に来られたアメリカのご友人たちもとても楽しんでいかれました」

近年レストランウエディングが人気だが、言ってみれば、ここは日本式の元祖レストランウエディング。それだけに宮澤さんは「何なりとご相談ください」という。

お茶事の精神が生きている

昔ながらの冠婚葬祭の常識や、伝統的な宴席の進め方を知らない人も多い。宮澤さんは老舗ならではの“常識”を踏まえ、アドバイスもしながら、すべての人が満足する宴席を創りあげていくプロデューサー、コーディネーターの役割も担う。接待なのか、お祝いなのか、料理は、花は、手みやげはどうするのか、結納の様式は、どんな服装で、司会は必要か…。お客から事前に細々と情報を聞き出す。それを踏まえ、お金を支払う人の側に立ち、時にアドバイスもしながら、その手足となって宴席を創り上げる。「お二人の席であってもそれは変わりません」。

18歳から茶道を修めてきた宮澤さん。「お茶の作法はすべてに通じ、もてなしの根幹にあります。一服の茶をおいしく飲んでもらう。ただそのためだけに、それ以前に膨大な作業がある。この気の配り方が大事だと思っています」。

時代を超えた松本館のもてなしには、お茶事の精神が生きている。

芸妓が踊りを披露する伝統的な披露宴

極上への哲学

食通達が本音で評価した「ザガットサーベイ 長野のレストラン&ホテル」の達人に聞く

「花仙庵」感動ある理想郷 ぬくもりのある「人生の宿」を目指して

須坂市街から菅平へと続く国道406号沿い、うっそうとした木立の中にある「花仙庵　仙仁温泉岩の湯」。リピーターの利用率が高く、予約が取りにくいことで有名な宿だ。「何年も恋いこがれていた」と言う宿泊客も多い。随所に見られるきめ細かい心遣い、行き届いたスタッフ一人ひとりのもてなしの心。心に響くサービスが全国から宿泊客を惹きつける。

代表取締役
金井 辰巳　氏

花仙庵　仙仁温泉 岩の湯
須坂市仁礼3159
TEL026-245-2453　FAX026-248-0047

20年かけた手づくりの森

木立の中にある待合門をくぐり、仙仁川にかかる木橋を渡って玄関へ。そのアプローチからすでに、岩の湯の時間と空間が始まっている。

仙仁川沿いの山の斜面を活かした横に長く広がる旅館は、森に包みこまれるようにして建つ。自然木をそのまま活かしたと思いきや、ほとんどが自分たちの手で植えたものだという。20年かけた手作りの森だ。

離れの「仙山亭」には竹林と雑木林に囲まれた開放の渡り廊下を行く。冬は容赦なく雪が吹き込む。しかしここには融雪が仕込まれ、雪が積もったり凍結することはない。四季折々の風情を体感

四季折々の風情を体感できる館内のあずまや

してもらうための心憎い仕掛けだ。

廊下にはひと休みできる椅子があちこちに置かれている。館内には書斎や談話室、テラスなど、宿泊客が飲み物片手に自由にくつろげるフリースペースも多い。家具調度も上質だ。全18室の客室はいずれも和室を基本としながら、洋間とウッドテラスがつく。木もれ日や小鳥のさえずりを聞きながら、思い思いに時間を過ごせるようにとの心遣いが伝わる。

名物の洞窟風呂「仙人の湯」は、2010年に楽養をテーマにリニューアルされ、楽しくゆっくりと長湯できるようになった。温泉の療養効果も一層高まったという。その他、「風姿の湯」「野守の湯」「無想の湯」の３つの貸切露天風呂がある。貸切露天風呂といっても予約はいらず、時間制限もない。脱衣場にはタオルが豊富にそなえてあり、空いていればいつでも入れる。

裏山に続く遊歩道は仙仁川沿いに隣接する「ティールーム櫓」まで整備され、温泉の合い間に森林浴も楽しめる。

対岸の「岩の湯農園」で収穫された旬の野菜もお客様の食卓をにぎわしている。

半露天のある貸切風呂
空いていればいつでも何度でも

旅と人生との接点

1959年に父親が始めた温泉旅館。金井社長が家業に入ったのは1978年、秘湯ブームなどで小さな山の宿にもお客様の足が向き始めた頃。その矢先、母親が倒れる。「付加価値のない商売は身を削るだけで、戦略のない個人の努力はむなしいとつくづく思いました。」

付加価値を高めるための戦略を探ろうと全国の旅館を訪ね歩き、由布院から、さらにドイツのバーデンバーデンへ。そこで見た、手をつないで歩く老夫婦、木陰で読書する女性、木もれ日の下で寝そべる若者。“より良い日常の生活風景―”。その光景が岩の湯の原点になった。

1989年全面リニューアルオープンを果たした後、団体客の受け入れ、カラオケ、コンパニオンをやめた。ふるさとの実家のような宿、ぬくもりのある「人生の宿」であることを方針とした。その結果、客層が劇的に変わる。客層を狭めたことで、逆に全国からぬくもりと安らぎを求める旅人が訪れる宿になった。

料亭「深仙庵」の個室で提供する料理は、日本の料亭料理を基本とした山里懐石料理。料理人のプロの技術を楽しみながら、例えば家族旅行なら、より家族の絆を深められるような「場」を創るために演出とサービスに苦心する。

貸切露天風呂は豪華さ立派さよりも、自然に抱かれながら星と語り合い、自分自身と向き合える静かな時を過ごせることがコンセプトになっている。貸切風呂のイメージを越えた全国でもトップクラスの風呂だ。

情けと癒しの旅文化の創造

文明が高度に発達した現代社会というのは、一方で大きなストレス社会でもある。人と人との関係をはじめ社会の様々なきずなや、らしさの希薄化…。心の奥底に沈んでいる声にならない願望。「温泉宿の存在意義とは何なのか」そこから導き出したミッションが「情けと癒しの旅文化の創造」。「人々は日々の生活の中では満たし得ないささやかな願いや感動を求めて旅に出ます。人生の中のかけがえのない旅なのです。旅は人生、旅は情け。お客様の“旅と人生”への共感性こそがサービスの出発点となるのです。感動や夢、幸せの実感…。お客様自身が主体的に復元・充足していく舞台。花仙庵は、感動ある理想郷です。私たちの仕事は、歓びと輝きのあるふるさとを創造することなのです。」

館内にあるパブリックスペース
コーヒーやお茶も自由

ザガット長野版で仙仁温泉岩の湯は「部屋」「天然温泉あり」「ダイニング」「施設」の各部門でトップクラス、「サービス」では断トツの１位の評価を獲得している。

本当の経営環境変化は分かりにくい所から静かにやって来る？

道路が出来れば流れが変わり今まで見向きもされなかった土地がよくなり、今まで隆盛を極めた土地や地域が没落していきます。SC（ショッピングセンター）が出来たり新幹線が出来たりいろんな環境変化によって私たちが経営する組織に大きな影響が及ぶのかを常にリーダーは注視していく必要があります。これが、物理的に認識しやすい環境変化なら良いのですが、怖いのは五感で認識しにくい環境変化です。

2009年の広告業界の収入は前年比11.5％減の5.9兆円となりました。１位テレビの座は安泰でしたが前年までずっと２位だった新聞が18.6%減少してインターネット広告にその座を奪われました。しかし、そのインターネット広告さえ1.2％の増加に過ぎず急成長にストップがかかっています。華やかに映る広告業界さえもが構造不況業種の仲間入りをしたのではないかと心配しています。この背景として、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、ツイッターなどの新しい口コミメディアに食われているのではないかと言われています。

競争原理が技術革新で変わってしまうのは、家電業界で言えば、韓国のサムスンが株式時価総額で日本の名門企業パナソニックやソニーの３倍となり売上も利益も世界シェアもすべて１位の座を日本企業から奪っていることだと思います。部品のモジュール化により完成品を作りやすくなり日本の品質第一の差を付けにくくなった。一方のサムスンは現地の国の欲しがるデザインやブランドを上手にマーケティングしています。

ネットで競争原理が変わり大きく成長したのは、やはり米国のアマゾンでしょうか。現在、世界最大のスーパーマーケットチェーンであり、日本でも西友を傘下におさめ、一族の総資産は８兆円にも及び、世界長者番付第１位のビル・ゲイツ（総資産5兆9000億円）を超える米国のウォルマートですが、そのウォルマートでさえ成長率は１％です。一方のアマゾンの成長率は26％であり世界最大級の書店になっても成長著しいものがあります。本以外の売上が半分を突破しウォルマートさえも凌駕する存在になるのではないかと言われています。2009年末には電子書籍キンドル向け電子本の販売部数が紙の本を上回り、紙媒体から電子媒体への転換も急速に進んでいるようです。

一方日本でも、冷え込む株式市場の中で2009年に株式公開を果たして成長し続けているクックパッドも口コミ情報を上手に活用している企業です。主婦が自分達の料理レシピをどんどん公開して評価がもらえます。食事のメニュー決定に類似したサービスと比べると、利用者参加型なので質量ともに圧倒していて支持されています。メーカーとのコラボレーション企画もふんだんにあり、消費者、提供者の両者が喜ぶ仕組みをネット上に作り出しています。上場時の売上実績は、たった６億7600万円で、正規従業員数はたったの17人でした。しかし、今や経常利益約３億2000万円と利益率が非常に高い筋肉質な経営を実現しています。日本でも新規性や独自性、将来性があれば、小さな企業でも上場できる時代になっていると言えると思います。

経営管理する手法一つをとってみても、携帯電話を使って販売促進をしたり、リピート率などの管理データをまとめたり、今までのリライト方式のポイントカードには出来なかったようなサービスを安価に提供するような会社もあります。

道路などの環境変化をしのぐ環境変化がネットを通じて自分の組織にどういった影響を与えるのか、この影響を受けないように守る、あるいはプラス変えることはできないのか、我々企業経営者は注視していかなければいけないと感じています。

作業興奮で経営革新

厳しい就職活動が報じられていますが、多くの企業で適性検査が行われます。この適性検査でポピュラーなモノとしてクレペリン検査があります。そのクレペリン検査を開発したのが、ドイツの精神医学者エミール・クレペリンであるわけですが、彼の発見ですばらしいなと感じるのが脳科学の概念で“作業興奮”とよばれるものです。やる気がなかなか起きない、というときもとりあえず始めてしまえば、だんだんやる気が出てくる作用のことです。チョットだけこの嫌な仕事を頑張ろう、と思って始めてみるとどんどんノってきてついには最後まで仕上げることができることが多いので、うだうだと悩んだり面倒くさがる前に始めてしまう、そして始めたらしばらくは中断しないことが良いということを私たちに教えてくれています。

原理としては、やる気、つまりモチベーションは、脳の「側坐核」という場所でつくられているのだそうです。この側坐核を活動させるためには、ある程度の刺激が必要です。刺激が来ないと十分な活動を起こしてくれません。そして刺激が来ても側坐核が目を覚ますのには時間がかかることから継続が必要なのだそうです。

そういえばゼロから人材派遣・大手に上り詰めたパソナの南部代表のポリシーが「迷ったらやる」でした。吉田松陰“知行合一（ちこうごういつ）”がその行動力の原点にあるのだそうです。「知行合一」とは、陽明学の命題の一つとして松陰が松下村塾の掛け軸に掲げた言葉で、

『知識をつけることは行動することの始まりであり、行動することはつけた知識を完成させることである。

行わなければ知っているとはいえない。知っていても行わないのはまだ知らないのと同じである。

知って、行ってこそ、本当の知恵、真知である』

という考え方です。作業興奮を続けていけば知行合一と同じ考え方に到達するのかなと感じました。

サッカーの世界でも、イタリアの名選手ロベルト・バッジョがＡＣミランに加入した際、クラブハウスに来て全力で取り組む練習風景や雰囲気を見て「ここが世界一であることが分かった」と発言しています。日本の三浦知良選手も鹿島アントラーズについて同様のことを指摘しています。強い組織は、普段からチーム全員が作業興奮にどんどん突入していく風土をもっているのかな、これはどこの世界でも同じだなと感じます。

経営学の言葉に「５年先を考えるなら新規事業や新商品を開発し、10年先を考えるなら人材育成をしましょう」というものがあります。たしかにその通りですが、即席で出来る代物ではなく慣性にとらわれているとなかなか手がつかず後回しになってしまいます。そんなときこそ作業興奮。まず何でもよいから、今までやっていないことに手をつけて少しだけ続けてみる小さな勇気が大切なのではないのでしょうか。

※本文は、松本市巾上の税理士法人成迫会計事務所で執筆していただいたものを掲載いたしました。

ビジネスの視点

ＩＴで円高を克服する③

～IT 活用してコストダウン実践の方法～

㈲エスエムエスコンサルティング　代表取締役　関　信一

企業は、リーマンショック以来世界不況の中で厳しい経営を強いられ、ここにきて円高の影響からさらに厳しい経営環境になっている。IT活用した改善策を２回にわたりお話ししてきました。今回は、さらなる生産性を改善しコスト競争力を付けるためIE（Industrial Engineering）手法の動作分析を中心に活用法を紹介します。

動作分析とは、作業を構成している動作の実態を把握し分析していく手法です。動作分析のネライは作業者の身体各部の動作の順序・方法をありのままに把握し、動作の中に“３ム（ムダ・ムリ・ムラ）のある動き”がないかを明確にし、身体全体がバランスのとれた動きになっているかを見て、３ムの部分が発見されれば改善します。動作分析の種類には作業者工程分析による方法(作業者の動きを図表化、作業内容を“粗く”分析)、サーブリックによる方法（18のサーブリック記号で詳細に分析)、ＶＴＲで撮影分析などがあります。コンピュータシミュレーションやVTRと分析ツールを活用して動作分析を行って“３ム（ムダ・ムリ・ムラ）のある動き”を削減しコストダウンを行ってコスト競争力を付けていく必要があります。

サーブリック分析改善のチェックポイント（動作経済の原則）

	チェックポイント（動作経済の原則）
1	両手を同時に反対方向へ動かすようにし、どちらの手も遊ばないように作業を行っているか？
2	眼をできるだけ動かさないような作業になっているか？
3	なるべく身体を動かさないような作業になっているか？
4	物を保持している動作（持ったまま）がないか？
5	組立や加工の部品・材料が取り易くなっているか？
6	使用する道具や材料は、掴めばすぐ使えるように置かれているか？
7	加工したり組み立の終わった品物を、「運ぶ」作業に手間がかかっていないか？
8	一連の仕事の流れの中で、その作業にやり易いリズムがあるか？
9	手を動かす動作で急激に方向を変えるような動きになっていないか？
10	眼の疲れない、仕事のやり易い照明になっているか？
11	作業場の作業台の高さや椅子の高さなどは、作業を行うに当たってやり易くなっているか？

信州ビジネスコンサルタント協同組合　理事
博士（工学）　中小企業診断士

健康を考える

口腔と全身の病気の関係

明治政府は1887（明治20）年から東京帝国大学医学部をはじめとして全国に帝国大学医学部を創設した。これは主に軍医を育てるためのものであり、歯科疾患は直接命にはかかわらないという理由で歯学部の併設は見送られてきました（以後歯科は私学によって発展を遂げることになるのですが）。今日でも一般の国民の間では歯科の治療は全身疾患に比べて後回しにされる傾向にあります。今回は歯科疾患が直接･間接に全身の病気にかかわり、放置すると全身疾患をさらに増悪させる主な病気について話します。一般的には自分の病気の原因（の一部分または大部分）が口の中から生じているとは思わない方が多いと思います。しかし、口の中の病気が全身に影響を及ぼしていることが意外に多く、また日頃から口の中の手入れが行き届いていないために歯の病気が進行し、その結果全身の病気が悪化することがよく見られます。病名を挙げてみます。①糖尿病②誤嚥性肺炎③動脈硬化と心筋梗塞・脳梗塞④早産・低体重児出産⑤骨粗しょう症⑥胃潰瘍⑦細菌性心内膜炎⑧頚部蜂窩織炎⑨シェーグレン症候群⑩掌せき膿疱症⑪扁平苔癬⑫尋常性天疱瘡⑬認知症⑭バージャー病など。

口の中とそれぞれの病気の関係を説明します。①糖尿病には生活習慣には関係なく若年者にも起こるⅠ型と生活習慣すなわち運動習慣や食生活に関係するⅡ型があります。わが国では糖尿病が強く疑われる人（HbA1ｃ：ヘモグロビンエーワンシー6､1%以上）は830万人、糖尿病の可能性を否定できない人は1,490万人で合わせると2,320万人となり、成人の4人に1人が糖尿病かその予備軍ということになります。歯周病は糖尿病の第6番目の合併症といわれ、喫煙により両者ともに悪化します。2,320万人のうちの30％近くの人が肥満（ＢＭＩ26.4以上）（BMI=BodyMassIndex体重指数：体重÷身長÷身長＝22を理想体重とする）となっています。一方肥満人口は2,300万人に達し、そのうち約半数は糖尿病・高脂血症・高血圧症などの生活習慣病を併発しているといわれ、さらには歯周病との関連がいわれています。Ⅰ型糖尿病患者ではプラーク量の割りに歯肉炎の症状が顕著で短期間で歯槽骨の吸収が進行するので、早期の歯周病の診断と糖尿病の厳密なコントロールが必要になります。Ⅱ型では血糖のコントロール（主にHbA1c）が悪いほど歯周病が進行し、また罹患期間が長いほど他の合併症とともに歯周病も悪化します。糖尿病は肥満を伴うことが多く、肥満そのものが歯肉炎の危険因子になるとも考えられています。不完全な歯みがきでは口の中に細菌が多く、インスリンに対する抵抗性が悪くなり､血糖値が高くなります。さらに、歯が動揺し始めると物が噛めなくなり、食事の量が減ったり食べるものが偏ると食事療法や薬物療法を正しく進められなくなったりします。歯周病を放置すると糖尿病そのものに悪影響を与え、血糖コントロールが悪いことでさらに歯周病が進行していきます。たった1回の全顎のスケーリング･ルートプレーニング（歯石の除去と歯の根元の研磨）でHbA1cが改善することもあります。抗菌療法を併用した歯周病治療により、血糖コントロールがしやすくなります。歯科では可能な限り歯を残し、噛みあわせを改善することを目指しています。

（つづく）

長野県保険医協同組合
理事　鈴木　信光
（辰野町　鈴木歯科医院）

築150年の古民家で食べる開田元来の「とうじそば」。

開田でそばといえば「とうじそば」

甘めの温かいつゆにそばを“とうじて”食べる

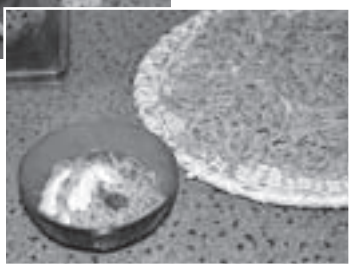

そばの風味がしっかりと味わえる黒く太いそば

「夏でも寒い」と歌われた御嶽山の麓、木曽町開田高原は県内でも有数のそばどころ。かつては米に代わる主食として食べられ、そば打ちの技術は姑から嫁へと受け継がれてきた。開田高原には今も、家庭料理としての独自のそば文化が息づいている。

「ふもと屋」は昭和31年旅館業として創業した。建物は旧開田村末川で代々副庄屋を務めた下島家の築160年余という母屋。そば店の営業が加わったのは昭和38年からだ。

名古屋を中心とする中京圏からのお客が多いが、断トツの人気メニューが「とうじそば」。「テレビ番組でかなり紹介されたことで去年から人気が高まり、夏場でも4、5割を占めるようになりました」と店主の下島昌人さん。下島家35代目当主だ。

「開田ではそばといえばとうじそばのことで、冠婚葬祭などのもてなし料理としてもふるまわれました。家庭でも新そばができる冬になると、囲炉裏にかけた鍋の汁にそばを“とうじ”て食べたり、団子ですいとんのようにしてよく食べました」。

すんきの具で食べるそばも

昔から開田のそばは、黒い殻ごと挽いた粉を使った十割そばが一般的で、黒く太く短いのが特徴。ふもと屋のそばも黒くて太い。鍋にとうじても歯ごたえが良く、のびることもない。温かい汁でもそばの香りと風味がしっかりと味わえる。「製粉技術の進歩で最近は黒いそば粉が手に入りにくいのですが、数年前からあえて黒粉を混ぜて打ち、昔ながらの色と風味を出しています」。

囲炉裏のかわりに、カセットコンロにかけた鍋にとうじて食べる。鍋には甘めのつゆに、椎茸とネギ、油揚げなどの具。わんこそばのようにして食べるが、汁と野菜もたっぷりと合わせるのがおいしい。そばを入れるとうじかごは特別につくってもらった同店オリジナルだという。

メニューにはないが、特別に注文すれば具を「すんき」に替えることもできる。すんきとは木曽特産の開田カブ菜を塩を使わずに漬け、乳酸菌発酵させた古くからの郷土食。寒くなる頃に家庭ごとに漬ける冬の味覚だ。独特の酸味が温かいつゆによく合い、家庭ではすんきの具でそばを食べるのも一般的だ。

旅館ではそばはもちろん、地の野菜を使った田舎料理と馬刺しが名物だ。

囲炉裏のある懐かしい店内

旅館は築160年余という重厚な副庄屋屋敷

ふもと屋外観

私も推薦します

木曽官材市売協同組合
専務理事 **原田 浩幸 氏**

「とうじそば」は今の人にはなじみが薄くなっていますが、かつては木曽開田に当たり前にあったそば文化であり、家庭の味。すんきのとうじや煮込みなど、いろいろな食べ方でよくそばを食べます。その味を出しているのがふもと屋さん。今のご主人は先代のこだわりをしっかりと継承していると思います。年末年始に欠かせないわが家のそばも、いつもお願いしているんですよ。

■ふもと屋

問い合わせ／ TEL 0264-42-3012
FAX 0264-42-3554
木曽郡木曽町開田高原末川2819

税務会計 Q&A

朝日長野税理士法人 代表社員　税理士　西山　利昭

Q

【質問事項】

組合では、定款に基づき「教育情報費用繰越金」を計上していますが、毎年計上した額を消化していないため、過去の未消化残高が貸借対照表上に残ったままになっています。今年の総会で、その点を質問されましたが、適切な回答ができず未解決のままになっています。今後どのように処理していくべきかを教えてください。

A

【回答事項】

教育情報提供事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌年度に繰り越す必要があります（中協法第58条4号）。これは、「教育情報費用繰越金」と呼ばれ、組合員に対する教育や情報提供事業が極めて重要であることを考慮して特に定められているものです。

この教育情報費用繰越金は、剰余金の処分によって計上されるものであり、教育情報事業のための使用という一定の目的のために留保した利益剰余金と考えることができます。

しかしながら、その法の趣旨は、組合に剰余金が生じた場合、その後の事業年度で、必ずその一定部分を教育情報事業の費用に充てさせ、教育情報活動を充実させようという点にあります。このため、教育情報費用繰越金は使用されることが前提となっており、他の積立金のように毎年積増しできるものでもなく、損失のてん補に充てることもできないと解されます。

このような点を考慮すると、教育情報費用繰越金の会計的性格は、負債性引当金に類似したものと考えられますが、中協法規則では、純資産の部に属するものとして、その他の利益剰余金の項目に「教育情報費用繰越金」を設けています。教育情報費用繰越金は、その全額を使用することが前提となっており、その全額が次年度に取り崩されますので、期末には残高がなく貸借対照表に計上されないのが通常です。しかしながら、仮に使用残額が生じた場合には、貴組合のように、貸借対照表の純資産の部に計上されなければなりません。貴組合の貸借対照表は、教育情報の提供に関する事業が十分に実施されておらず、今後の積極的な改善の必要性を示唆しています。

また、組合会計基準では、その取崩額は勘定科目表の「収益勘定」における「教育情報事業収益」に属することになります。事業別損益計算を行わない組合の損益計算書では、教育情報事業収益の内訳の「教育情報費用繰越金取崩」として経常収入項目に取り扱われ、事業別損益計算書を必要とする組合では、「その他事業収益」の内訳に「教育情報費用繰越金取崩」として表示されることになります。

なお、戻入れた時の税務上の取り扱いは、教育情報費用繰越金は前期課税済の所得の中から積み立てられた積立金ですので、その戻入れによる利益は益金不算入となります。

諏訪を彩る光の祭典

諏訪湖の冬はとてもロマンティックです。南北にある諏訪大社上社の神「タケミナカタノミコト」が、下社の女神「ヤサカトメ」に会いに行った跡と言われる「御神渡り」、これは正に「氷上の天の川」ともいうべき愛の絆のしるしです。

また古くから交通の要所として人々が往来した諏訪湖周辺は、住民と旅人との絆によって繁栄してきました。

このように諏訪地方で生まれる多くの愛と絆の象徴である諏訪大社をテーマに「御神渡り」と「御柱」をイルミネーションで表現します。

ヨーロッパで開催されているクリスマスマルクト（マーケット）をモチーフとしたイベントも開催します。真冬の諏訪湖をお楽しみください。

１　日　　時　**【イルミネーション・ライトアップ】**
12月18日（土）～２月14日（月）点灯時間：17時～ 21時（予定）
【クリスマスマルクト】
12月18日（土）・19日（日）12時～ 21時

２　会　　場　**【イルミネーション】**諏訪湖畔、上諏訪温泉街（片倉館・旅館周辺道路）、初島
【クリスマスマルクト】片倉館、諏訪市美術館

３　内　　容　**【イルミネーション】**
▼「諏訪湖の愛と絆」をテーマに色とりどりのLED で光の世界を演出します。
▼ 諏訪湖の初島に光の御柱を設置し、お客様をお迎えします。
【クリスマスマルクト】
▼・大道芸・クリスマスオーナメント製作体験・ベイブレード大会
・クリスマス雑貨やオリジナルメニューの販売（予定）

４　主　　催　光の祭典実行委員会

５　アクセス　諏訪湖畔まで　〔列車で〕ＪＲ中央本線 上諏訪駅から徒歩で約８分
〔お車で〕中央自動車道 諏訪IC から約15 分

６　お問い合わせ　**光の祭典実行委員会**
（住所）〒392-8511 諏訪市高島1-22-30　（電話）0266-52-4141　（FAX）0266-58-1844
（Ｅメール）kankou@city.suwa.lg.jp　（URL）http://www.suwakanko.jp/

松本あめ市

戦国時代、塩の供給を断たれ困っている敵将の武田信玄に上杉謙信が塩を送り、この塩が松本の地に届いた永禄11年（1568 年）の故事を記念して「塩市」が始まり、いつしか「あめ市」になったと言い伝えられている商都松本の新春の伝統行事です。

七福神が加わる時代行列、全国あめ博覧会・即売会、塩取り合戦、子供たちの福だるま売りなど多催な行事が行われます。

１　日　　時　１月８日（土）・９日（日）　10時～ 16時頃

２　会　　場　中心市街地

３　内　　容　【８日・９日】　▼全国あめ博覧会・即売会　時間：10時～　会場：中町・蔵シック館
▼福だるま売り
【９日のみ】　▼歩行者天国　時間：10時30分～　区間：中心市街地一円
▼松本あめ市時代行列　時間：11時30分～　会場：歩行者天国内一円
▼塩取り合戦（綱引き）　時間：13時　会場：本町
▼音楽隊・太鼓連の競演　時間：10時30分～　会場：歩行者天国一円
▼新春抽選会　時間：11時～　会場：千歳橋上
▼あったか鍋　開始時間：11時30分～　会場：大手門駐車場　料金：チャリティー
▼昔ながらの遊び　時間：11時30分～　会場：伊勢町・Ｍウィング　参加費：無料
▼商店街スタンプラリー など

４　主　　催　平成23年松本あめ市実行委員会

５　アクセス　〔列車で〕ＪＲ松本駅から徒歩で約10分　〔お車で〕長野自動車道 松本ICから約15分

６　お問い合わせ　松本あめ市実行委員会事務局（伊勢町商店街振興組合）
（住所）〒390-0811 松本市中央1-18-1 Ｍウィング２Ｆ
（電話）0263-32-4973　（FAX）0263-32-5569

信州道楽
なつかしい道へ、あたらしい道へ、あたたかい人へ。
長野県観光部観光振興課

未知を歩こう。信州
信州デスティネーションキャンペーン
2010.10.1 ～ 12.31

～冬季における労働災害防止対策について～

冬季においては、積雪・凍結・寒冷などの環境下での冬季特有要因による労働災害が多発する傾向にあります。

山間地域を中心とする屋外作業では、雪崩災害や土砂崩壊災害及び大雪・路面凍結が要因となる交通労働災害など、冬季における労働災害の多発が懸念されるところです。**あらゆる職場で、冬季労働災害防止対策の徹底に努めましょう。**

1　建設業

①　積雪・凍結・寒冷等の要因による通路・足場・作業床等での「転倒」及び高所からの「墜落・転落」災害を重点とした冬季特有の労働災害防止の取組みの強化

②　足場等の除雪作業時の安全帯使用の徹底

③　災害のおそれのある積雪、凍結、雪崩等を避けた安全経路の選定や通路、足場、作業床等の滑り止め措置の徹底

④　大雨被害を受けた地域の災害復旧工事や渇水期の河川工事現場のほか、土木工事現場における土石流災害防止及び土砂崩壊災害防止の徹底

⑤　車両系建設機械の事前の運行経路の選定と滑動、転落防止対策の徹底

⑥　コンクリート養生作業のジェットヒーター等による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

⑦　自然換気が不十分で換気設備がない場所における内燃機関を有する機械の使用禁止

⑧　積雪時の除雪作業の墜落防止対策及び雪崩対策の徹底

⑨　積雪・融解を考慮した上下水道工事時における土止め先行工法対策の徹底

2　運輸・陸上貨物運送業

①　**積雪・凍結・寒冷等に適切に対応した**「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組みの徹底

②　特に、運転者の過労運転防止のための取組みの徹底

③　積雪・凍結等の要因によりプラットホーム等での「転倒」及び荷役作業による高所からの「墜落・転落」災害を重点とした労働災害防止の取組みの強化

3　林業

①　雪崩発生のおそれのある場所について周知を図り、危険区域への立入禁止を行うなど雪崩災害防止対策の徹底

②　伐木作業における退避場所について、降雪・凍結の悪条件を考慮した安全な避難場所の確保

③　積雪・降雪等の作業環境下での除間伐作業時におけるかかり木処理対策の徹底

4　スキー場など

①　スキーリフトの主索動力回転部等による巻き込まれ防止対策、支柱上の点検作業時等の墜落防止対策の徹底

②　除雪車、スノーモービル等の運転者に対する安全運転教育の実施の徹底

③　雪崩発生のおそれのある場所について周知を図り、危険区域への立入禁止を行うなど雪崩災害防止対策の徹底

5　製造業・商業など共通事項

①　交通労働災害防止のため、防滑装置等についての自動車等の管理を徹底し、道路の積雪・凍結状況により防滑装置等を使用させる等、措置の徹底

②　積雪・凍結等による転倒災害防止に対する安全意識の喚起

③　凍結により滑りやすい通路、作業床には滑り止めの措置による転倒災害防止の徹底

④　着膨れとならない作業服装と滑りにくい履物の着用

⑤　凍結融解による動力機械等の不意の起動による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止の徹底

⑤　屋根の雪下ろし作業中の墜落防止対策の徹底

⑥　火気・暖房等による一酸化炭素中毒の予防

⑦　高年齢労働者及び定期健康診断結果の有所見労働者に対する健康管理対策の徹底

長野労働局労働基準部安全衛生課（026-223-0554）

長野県信用保証協会の

景気対応緊急保証制度

をご活用ください！

●対象業種は原則として**全業種**（※）
※農林水産業、金融業など法令上の対象外業種等を除きます

●一般保証枠とは別枠の
無担保最高8,000万円まで

●法人代表者以外の
保証人は不要

●保証料率年
0.80%以下

取扱期間は平成23年3月31日までとなっております

中小企業のグッドパートナー＆ベストサポーター

長野県信用保証協会

URL http://www.nagano-cgc.or.jp　e-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

TEL 026(234)7680

長野県内の最低賃金

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」（地域別最低賃金）、及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」（産業別最低賃金）が次のとおり改正されました。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	693円	平成22年10月29日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	783円	平成22年12月11日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	794円	平成22年11月27日	ボイラー・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業	751円	平成22年12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	746円	平成22年12月31日		

※純粋持株会社については、管理する子会社を通じての主要な経済活動が上表に記載される産業に分類されます。純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社のことです。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）へ

長 野 労 働 局

長野労働局HP　http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽは、主に中小企業にお勤めの方が加入される「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称です。

平成23年度の協会けんぽ保険料率について

協会けんぽの財政は単年度決算とされており、保険料率も毎年見直すことになります。現在、平成23年度の保険料率についての議論が行われていますが、次のような厳しい状況となっています。

●近年、少子高齢化が進み、支出（被保険者１人当たり保険給付費）は毎年伸び続けています。一方で収入（１人当たり標準報酬月額）は、昨今の不況の影響により、下落傾向が続き、支出の伸びが収入の伸びを上回って、その差は拡大傾向にあります。

●保険料収入の基礎となる賃金（標準報酬）が予想を超えて大きく減少するとともに、医療費支出が増大したことで、平成19年度からは単年度赤字となり、保険料の上昇を抑えるために取り崩してきた準備金（積立金）も枯渇し、現在は借入金により運営しています。

標準報酬月額と保険給付費の推移 ※平成22、23年度は概算要求時点における見込み

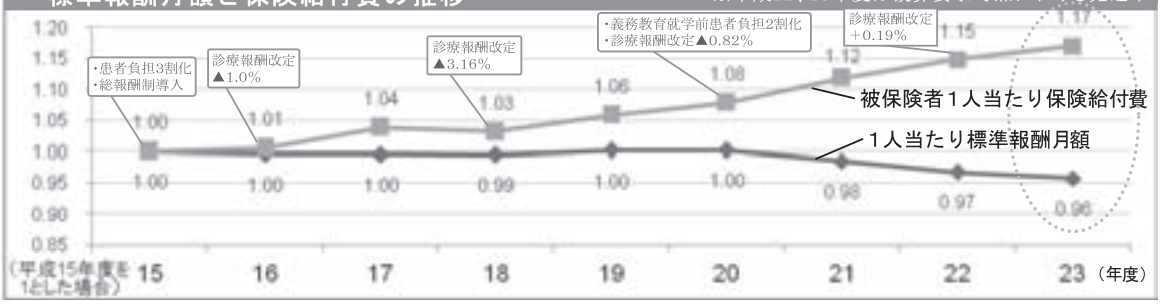

準備金残高と単年度収支差 ※平成11～21年度までは単年度収支決算、平成22年度は概算要求時点における見込み

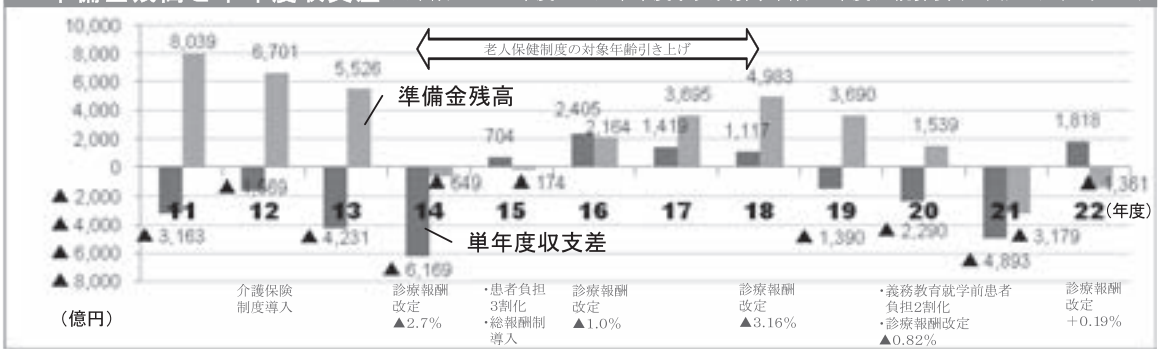

現状では、23年度における保険料率の見通しは非常に厳しい状況です。

≪今後に向けて≫

◆協会自らできる対策として、次の取り組みを強化しています。
- ★経費削減への取り組み
- ★保険給付における審査業務の強化による不正請求の防止
- ★レセプト点検効果の向上による不適正請求の防止
- ★ジェネリック医薬品の使用促進

◆年末に行われる政府予算案の決定に向け、引き続き国庫補助増額を含めた抜本的対策を求め、本部及び支部において、関係方面への働きかけを継続していきます。

現在、本部運営委員会や支部評議会において、保険料率、準備金残高の赤字に係る返済方法、変更時期等について議論を進めています。今後の状況につきましては、各種広報媒体を通して加入者の皆様に随時お伝えしていきますので、よろしくお願いいたします。

協会けんぽ
全国健康保険協会　長野支部
〒380-8583　長野市南長野西後町１５９７－１
長野朝日八十二ビル８階

代表：保険証・健康保険給付・任継… 026-238-1250
保険料率・ジェネリック医薬品…… 026-238-1251
健診・特定保健指導…… 026-238-1253
レセプト・医療費のお知らせ…… 026-256-9091

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,91.html　協会けんぽ 長野　検索

小規模企業の皆さんへ

小規模企業共済制度が充実します！ 個人事業主の配偶者や後継者も 加入できるようになります。

改正概要

※平成23年１月１日から共同経営者の方もご加入できるようになります。

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は従業員５人以下）の個人事業主又は会社の役員（小規模企業の経営者）ですが下記のようになります。

○　小規模企業共済の加入対象者を個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで拡大します。
個人事業主の方の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。
個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。

○　共同経営者の方の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取られる共済金も退職所得控除等の対象になります。

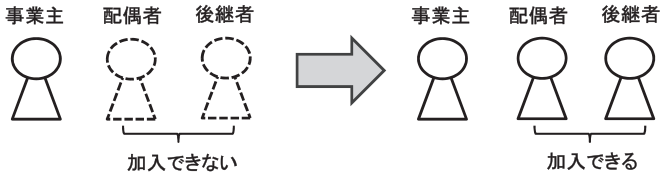

※配偶者、後継者は「共同経営者」であることが必要。

中小企業の皆さんへ

中小企業倒産防止共済制度が充実します！ 私的整理の場合でも共済金の貸付けが可能に、貸付けの最高額を8,000万円に引き上げます。

【平成22年夏までに実施】

○　取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付けが受けられます。

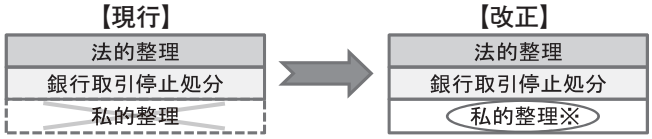

※弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とします。

【平成23年10月までに実施】

○　共済金の貸付限度額を、3,200万円から8,000万円に引き上げます。

【現行】		【改正】	
掛金月額	5千円～ 8万円	掛金月額	5千円～ 20万円
掛金総額	320万円上限	掛金総額	800万円上限

※掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入できます。

○ 貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給します。（早期償還手当金）

※月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。

※手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決める予定です。

お問い合わせ先　共済制度を運営しています、独立行政法人中小企業基盤整備機構にお尋ねください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）

共済相談室　TEL.050-5541-7171　http://www.smrj.go.jp

ご存知ですか？中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

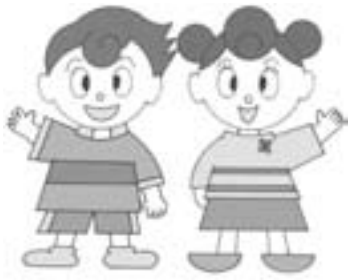

安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン

適格退職
年金制度からの
移行先です

パートさんも
加入できます

詳しくはホームページをご覧ください　中退共　検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

中退共制度のしくみ

❶ 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
❷ 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
❸ 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
略称：中退共（ちゅうたいきょう）
〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6　TEL 03-3436-0151（代表）FAX 03-3436-0400

■ 運航ダイヤ（平成22年10月31日～平成23年３月26日）

路　線	出　発	到　着	参　考
札幌線	松本発 10:10 →	札幌着 11:35	
	札幌発 12:05 →	松本着 13:45	
福岡線	松本発 15:40 →	福岡着 17:25	
	福岡発 13:45 →	松本着 15:10	
静岡線	松本発 14:15 →	静岡着 15:10	同便を利用し、静岡経由で鹿児島への利用可能
	静岡発 8:45 →	松本着 9:40	

■ 運賃（平成22年12月10日～平成23年１月10日）　（単位：円）

区間	大人普通運賃	割引運賃		
		F1ドリーム（搭乗日3日前まで）	F2ドリーム（搭乗日前日まで）	F3ドリーム（搭乗日前日まで）
松本―札幌	36,600	24,000	28,800	34,800
松本―福岡	36,200	24,000	27,800	33,800
松本―静岡	15,500	10,000	10,800	14,800
松本―鹿児島（乗継運賃）	29,800			

※ご予約・お問い合わせ：FDAコールセンター 050-3786-0489（受付 8:30～19:30）

相互扶助の共済制度として
皆さんをサポートします！

お得な掛金　ワイドな補償　確かな安心

火災共済	**☆あなたを力強くバックアップ** ・保険料の軽減にお役立ていただけます。 ・ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。 ・自分の財産は自分で守るのが基本です。 ・火災保険の内容を見直しませんか？
くるま共済	**☆交通事故の際に、経済的負担をサポート** ・共済金は、契約者にお支払いします。 ・自動車保険とは一切関係のない共済制度です。 ・交通事故は起こしても、起こされても嫌なものです。 ・自動車保険にもう一つの安心をプラスしませんか？
医療総合保障共済	**☆24時間「健康相談」と「名医」紹介付でサポート** ・がんと医療をセットにした大型プラン。 ・家計にやさしいミニプラン（がん共済又は医療共済のみ） ・新規加入は満6歳～満69歳まで、継続は満89歳まで。 ・加入は告知書でＯＫ。 ・入院は1日目からお支払いします。
労働災害補償共済	**☆労災保険の補償だけで十分ですか？** ・政府労災の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故、ケガを補償します。 ・無記名方式です。 ・建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件をすべて満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936　長野市中御所岡田 131-10
中小企業会館２階
TEL026（228）1174　FAX026（228）7497
http://www.alps.or.jp/kasai/

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路㈱発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

法人会員のETCカードによる割引制度（後払制度）

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

（財団法人道路システム高度化推進機構）

登録番号　第0448-022764号

ETC車載器の販売、セットアップできます。

申込み・問い合わせは

(協)長野県商工振興会

http://www.alps.or.jp

〒380-0936　長野市岡田131-10　中小企業会館内

TEL(026)291-4567／FAX(026)228-3511

中小企業の皆様へ大きな安心をお届けします。

医療共済

月々2,400円で
病気・ケガによる入院補償
1日7,000円 ＋ 手術見舞金

事例 Aさん（63歳）は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。

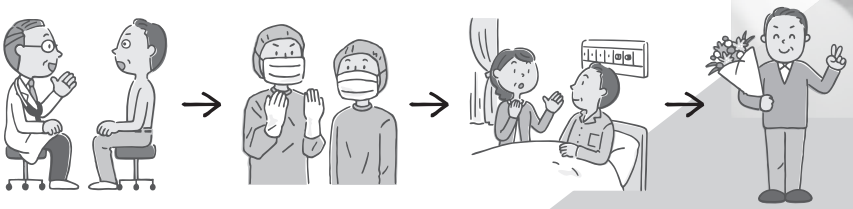

補償例 7日間×7,000円＋内視鏡手術見舞金30,000円
＝79,000円

傷害共済
B型の場合

ケガによる24時間補償

月々1,280円の掛金で
通院1日2,000円
入院1日6,000円
死亡 500万円

中小企業の絆（きずな） 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

＊詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・お問合せは ながの共済 **長野県福祉共済協同組合**

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

http://www.naganokyosai.or.jp 0120-86-9431（ハローキョーサイ）

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00（祝祭日除く）

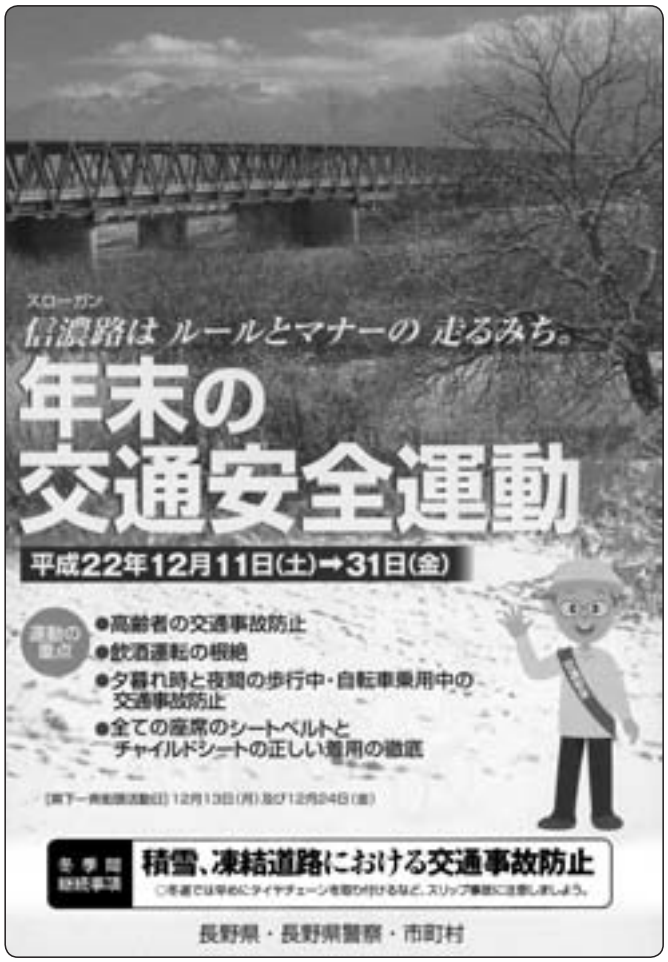

事務所を移転しました

平成 22 年 12 月 1 日に中央会南信事務所及び共済関連団体が下記に移転いたしましたのでお知せいたします。

新住所　〒 392-0022
長野県諏訪市高島 2-1201-40
RAKO 華乃井ホテル　パレス 1 階
TEL　0266-78-4030　（変更なし）
TEL　0266-78-4033　（ながの共済専用）
FAX　0266-58-6670　（変更なし）

新事務所交通案内図

☆働きやすい職場環境づくり
「**企業の社会的責任**（ＣＳＲ）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と**人権教育の推進**」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgの CO_2　削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に
月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT
2010 12 No.409
第409号　平成22年12月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人　佐々木正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所　カシヨ株式会社

月刊中小企業レポート　十二月号　（第3種郵便物認可　昭和51年10月6日）
平成22年12月10日発行（毎月10日発行）　通巻409号
発行人　佐々木正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会

人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金
マイハーベスト

- 有利な金利設定
- 1年、2年、3年から期間が選べる
- 固定金利の半年複利
- お預け入れは50万円から

長野支店
〒380-0814　長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145㈹

諏訪支店
〒392-0026　諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600㈹

松本支店
〒390-0811　松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211㈹